

第三次「子どもの読書活動推進基本計画」(案)の概要

1. 第三次「子どもの読書活動推進基本計画」とは

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年)に基づき、今後おおむね5年(平成25年度～平成29年度)にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするもの。

2. 現状と課題

(1) 現状

① 図書館数

(平成17年度) 2,979館 → (平成23年度) 3,274館

② 児童用図書の貸出冊数(年間)

(平成19年度) 約1億3,419万冊 → (平成22年度) 約1億7,354万冊

③ 読解力

(平成18年度) 15位/57か国 → (平成21年度) 8位/65か国

(2) 課題

① 学校段階における差が依然として大きい。

不読率(1か月に1冊も本を読まない子どもの割合)

(平成24年度) 小学生 4.5%、中学生 16.4%、高校生 53.2%

② 地域間の取組の差が大きい。

市町村推進計画策定率(平成23年度末): 市 71.0%、町 41.0%、村 29.7%

市町村別公立図書館設置率(平成20年度)

: 市 98.0%、町 59.3%、村 22.3%

3. 基本的方針

(1) 家庭、地域、学校を通じた社会全体における取組

- ・家庭、地域、学校が担うべき役割の明確化
- ・国、地方公共団体、家庭、地域、学校、民間団体等が連携を図りながら、子どもたちが読書に親しむ機会を提供

(2) 子どもの読書活動を支える環境の整備

- ・読書環境の地域間格差の改善
- ・読書に親しむ機会の提供、施設・設備の整備

(3) 子どもの読書活動に関する意義の普及

- ・読書活動の意義の普及に努め、社会的機運の醸成を図る。

4. 推進体制等

(1) 国

- ・関係省庁、地方公共団体、学校、図書館、民間団体等との連携を深めるとともに、子どもの読書活動を推進するための関連情報を収集、提供する。

《不読率の改善》今後 10 年間で不読率の半減を目指す。

〔第三次基本計画〕

	現状（平成 24 年度）	指標（平成 29 年度）	参考（平成 34 年度）
小学生	4.5%	3%以下	2%以下
中学生	16.4%	12%以下	8%以下
高校生	53.2%	40%以下	26%以下

(2) 地域

- ・都道府県・市町村は「子ども読書活動推進計画」を策定する努力義務がある（法第 9 条）。
- ・都道府県は 100%の策定率だが、市町村はさらなる策定を目指す。

《市町村推進計画の策定率の向上》

	現状（平成 23 年度末）	指標（平成 29 年度末）
市	71%	100%
町村	38.8%	70%以上

(3) 子どもと本をつなぐネットワーク活動に対する支援

- ・子どもと本をつなぐ全ての人の連携を促進するため、国、地方公共団体、民間団体が各々の活動内容を充実させ、連携・協力を図る。

5. 子どもの読書活動の推進のための方策

(1) 家庭

○家族での読書の習慣付け

- ・理解の促進
- ・ブックスタート（乳幼児への配本）

(2) 地域

○図書館の役割と取組

- ・図書館による読書活動に関する情報提供の推進
（全ての図書館でインターネット等を活用した情報提供）
- ・学校図書館との連携強化
- ・ボランティア活動の促進（ボランティア登録制度等）

○図書館の機能強化

①公立図書館の整備

- ・都道府県 100%、市 98.0%、町 59.3%、村 22.3%（H20 年度設置率）
- ・未設置の市町村においては、住民の生活圏、図書館の利用圏等を考慮し、図書館の設置に努める。

②図書館の資料、施設等の整備・充実

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（告示）（平成 24 年 12 月）を踏まえ、以下を推進。

- ・移動図書館の活用
- ・情報化の推進（オンライン閲覧目録（OPAC）等の導入）
- ・子どもの利用のためのスペース整備（児童室等）
- ・障害のある子どものための諸条件の整備・充実（点字資料、大活字本、録音資料等）
- ・運営状況に関する評価等の実施

○司書・司書補の適切な配置・研修の充実

○その他

- ・「国際子ども図書館」と学校図書館等の連携
- ・大学図書館の知見や資料の活用
- ・児童館での読み聞かせやお話し会

(3) 学校等

○幼稚園、保育所、認定こども園

幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

○小学校、中学校、高等学校等

①学習指導要領

- ・言語に関する能力の育成や、人間形成や情操の涵養に重要な読書活動を充実

②読書習慣の確立、読書指導の充実

- ・全校一斉読書活動
- ・児童生徒による図書紹介
- ・卒業までの読書目標の設定
- ・障害のある子どもの読書活動の推進

○学校図書館の資料、施設等の整備・充実

①学校図書館図書整備5か年計画（平成24年度～平成28年度）

《地方交付税措置》

- ・学校図書館図書標準 単年度約200億円（総額約1,000億円）
- ・学校図書館への新聞配備 単年度約15億円（総額約75億円）

②学校図書館図書標準の達成

現状（平成23年度末）

小学校	56.8%	→	学校図書館図書標準の達成
中学校	47.5%		

○学校図書館の情報化

- ・コンピューターの整備、図書情報のデータベース化等

○司書教諭、学校司書等の人的配置の推進

《学校司書の配置に対する地方交付税措置》 平成24年度から単年度約150億円

(4) 民間団体等

○読書週間等のキャンペーンの実施

○民間団体等の活動支援（子どもゆめ基金）

○ボランティアグループ、企業の社会貢献活動

(5) 普及啓発活動

○全国的な普及啓発の推進

- ・「子ども読書の日」（4月23日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）

○各種情報の収集・提供

- ・家庭ふれあい読書（家読^{うちどく}）、書評合戦（ビブリオバトル）等の先駆的な取組の情報収集
- ・読書活動を通じた国際交流の推進

○優れた取組の奨励

- ・優れた実践をしている学校、図書館、民間団体、個人を表彰。

○優良な図書の普及

- ・児童福祉文化財として推薦される優良図書を図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等に配布